

埼玉県住宅供給公社による県営住宅等の管理における要綱の規定の適用 に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。）第47条第1項の規定により埼玉県住宅供給公社が県営住宅及び共同施設の管理を代行する場合、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年埼玉県条例第24号。）第8条第1項において準用する埼玉県県営住宅条例第55条の規定により埼玉県住宅供給公社が指定管理者として特別県営住宅及び共同施設の管理を行う場合並びに埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年埼玉県条例第29号。）第28条の規定により埼玉県住宅供給公社が指定管理者として特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行う場合（以下「公社による県営住宅等の管理」という。）における要綱の規定の適用について定めるものである。

(埼玉県県営住宅入居要綱の規定の適用)

第2条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅入居要綱の規定の適用については、第2条第32号中「県」とあるのは「埼玉県住宅供給公社」と、第2条第26号及び第27号、第4条、第5条、第14条、第18条第3項、第19条第2項、第21条第1項第2号、第22条第2項、第24条第3項、第25条、第27条、第32条、第33条中「知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」と、第9条中「埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、各公募ごとに募集案内を相当部数県内各市町村及び県の地域機関等に送付するものとする。この場合において、公社は、定期募集の募集案内にあつては、各公募ごとの募集案内の印刷前に、随時募集の募集案内にあつては、内容に変更を加えようとするとき、県に協議し、その承認を受けるものとする。」とあるのは「埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、各公募ごとに募集案内を相当部数県内各市町村及び県の地域機関等に送付するものとする。」と、様式第3号から様式第6号中「埼玉県知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

(埼玉県県営住宅高額所得者明渡し請求要綱の規定の適用)

第3条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅高額所得者明渡し請求要綱の規定の適用については、様式第3号中「埼玉県知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

(埼玉県県営住宅費用負担区分要綱の規定の適用)

第4条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅費用負担区分要綱の規定の適用については、第4条中「知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

(身体障害者及び高齢者の住戸改善実施要綱の規定の適用)

第5条 公社による県営住宅等の管理について、身体障害者及び高齢者の住戸改善実施要綱の規定の適用については、第7条中「知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

(埼玉県県営住宅集会室管理要綱の規定の適用)

第6条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅集会室管理要綱の規定の適用については、第4条中「県」とあるのは「埼玉県住宅供給公社」と、第10条及び第11条中「住宅課長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

(埼玉県県営住宅の併用承認要綱の規定の適用)

第7条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅の併用承認要綱の規定の適用については、第4条、第8条及び第10条中「知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」と、様式第2号及び様式第3号中「埼玉県知事」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」する。

(埼玉県県営住宅仮設物置設置承認基準要綱の規定の適用)

第8条 公社による県営住宅等の管理について、埼玉県県営住宅仮設物置設置承認基準要綱の規定の適用については、第2条及び第6条中「県」とあるのは「埼玉県住宅供給公社」と、様式第1号及び様式第2号中「埼玉県都市整備部住宅課長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社理事長」とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。